

令和 7 年度新庄市住宅用太陽光発電システム等

設置支援事業費補助金交付要綱

新庄市告示第 5 0 号

令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、太陽光発電の導入を支援し、地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム等の設置を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新庄市補助金等交付規則（昭和 5 5 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム等 太陽光発電設備、蓄電池設備及び V 2 H 充電設備をいう。
- (2) V 2 H 充電設備 電気自動車等からの電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 6 条の規定による交付申請の日時点において本市に住所を有し、又は有することとなることが確実に見込まれる者であること。
- (2) 本人及びその世帯員が市税等を滞納していない者であること。
- (3) 住宅用太陽光発電システム等を対象とした、この要綱に定める補助金以外の本市の補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象設備)

第 4 条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす物とする。

- (1) 太陽光発電設備 次に掲げるすべてに該当する物であること。
 - ア 市内において、自ら居住し、又は居住する予定である本市の区域内の専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の 2 分の 1 以上を占める併用住宅又はこれらの住宅と同じ敷地内にある車庫、物置に新たに設置する物（初期の費用が無料であるモデル及びリースにより設

置する物を除く。)

イ 構成要素が太陽電池モジュール、パワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器及び発生電力量計を基本とする（それぞれの構成要素が複合している物を含む。）物

ウ 太陽電池の出力を監視すること等により、自動起動及び自動停止を行う物

エ 太陽電池モジュールが日本産業規格 J I S C 8 9 1 8 又は J I S C 8 9 3 9 に定められた性能を満たす物

オ 未使用品である物

(2) 蓄電池設備 次に掲げるすべてに該当する物であること。

ア 前号の規定により補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置する物又は既設の太陽光発電設備に接続するために、新たに固定し、設置する物（以下「蓄電池設備単独設置」という。）

イ 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間の電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができる物

ウ 公称の蓄電容量（単位はキロワット時とする。）が 1 . 0 キロワット時以上の蓄電池で構成されている物

エ 未使用品である物

(3) V 2 H 充放電設備 次に掲げるすべてに該当する物であること。

ア 電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V 2 H D C 版」に基づく検定（C H A d e M O V 2 H p r o t o c o l 認証）（以下「検定」という。）に合格している物又はこれと同程度の水準を持つ物で市長が認めるもの

イ 第 1 号に規定する太陽光発電設備の設置と併せて設置する物又は既設の太陽光発電設備に接続するために、設置する物

ウ 未使用品である物

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入に係る費用（消費税を含む。）及び補助対象設備の設置に係る費用（消費税を含む。）とする。ただし、補助対象者が自ら補助対象設備の設置工事を行う場合は、補助対象設備の購入に係る費用（消費税を含む。）及び当該工事に要する原材料費の購入に係る費用（消費税を含む。）とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め

る額とする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかの合計値の小さい値（キロワット表示で算出した値であって、小数第2位以下を切り捨てた値とし、4.0キロワットを上限とする。）に30,000円を乗じて得た額又は補助対象経費の額のいずれか低い額
- (2) 蓄電池設備 蓄電池容量（キロワット表示で算出した値であって、小数第2位以下を切り捨てた値とし、5.0キロワット時を上限とする。）に20,000円を乗じて得た額又は補助対象経費の額のいずれか低い額
- (3) V2H充放電設備 補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか低い額

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度新庄市住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 補助対象設備の設置工事着工前の設置場所等の状況を示す写真（新築の場合は図面等）
- (3) 補助対象設備の設置場所の位置図又は配置予定図
- (4) 補助対象設備の設置に係る費用の見積書の写し
- (5) 補助対象設備の仕様が分かるもの
- (6) 検定に合格したV2H充放電設備であることが分かるもの（V2H充放電設備を設置する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2号及び第3号に規定する補助対象設備が一体化された物を設置する場合は、申請者はいずれかの補助対象設備として申請をするものとする。

（軽微な変更）

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の10パーセント以上の増減並びに補助金の額の増額及び10パーセント以上の減額を伴う変更以外の変更とする。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助対象設備の設置が完了したときは、設置が完了した日から30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに令和7年度新庄市住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金実績報告書（様

式第3号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、第4条第2号及び第3号に規定する補助対象設備について申請した場合は、第6条に規定する申請書の提出をもって、実績報告書を提出したものとみなす。

- (1) 補助対象設備の設置工事完了後の状況を示す写真
- (2) 補助対象設備の設置場所の位置図及び配置図
- (3) 補助対象設備の設置工事費が確認できる書類（工事請負契約書の写し、工事の内訳がわかる書類等）
- (4) 補助対象設備の設置に係る請求書及び領収書の写し
- (5) 太陽電池モジュールのメーカー発行の出力対比表又は製造番号票等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（請求）

第10条 申請者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、令和7年度新庄市住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金請求書（様式第4号）により市長に補助金を請求するものとする。

（協力）

第11条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて補助対象設備に関する報告等の協力を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。